

令和5年度 兵庫支部事業計画（案）

主要事項〈抜粋〉

令和5年度 兵庫支部事業計画 KPI

(1) 基盤的保険者機能関係	令和5年度KPI設定値	担当G	R4.KPI	実施状況	集計時期
① サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100% とする	業務	100%	100%	R4.9
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0% 以上とする		96.0%	95.2%	R4.11
② 効果的なレセプト点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について 対前年度 以上とする	レセプト	0.374%	0.366%	R4.9
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度 以上とする。		6,443円	6,765円	R4.9
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について 対前年度 以下とする	業務	0.92%	0.87%	R4.10
④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度 以上とする	レセプト	86.16%	90.77%	R4.10
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度 以上とする		73.57%	42.53%	R4.10
⑤ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0% 以上とする	業務	92.7%	89.6%	R3

(2) 戦略的保険者機能関係	令和5年度KPI設定値	担当G	R4.KPI	実施状況	集計時期
⑥ 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を 65.0% 以上とする	保健	62.0%	36.8%	R4.10
	② 事業者健診データ取得率を 9.5% 以上とする		9.0%	3.0%	R4.10
	③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.0% 以上とする		29.0%	14.8%	R4.10
⑦ 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を 38.1% 以上とする		① 31.7% ② 8.0%	① 8.9% ② 3.1%	R4.10
	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 9.4% 以上とする				
⑧ 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1% 以上とする		12.4%	11.1%	R3
⑨ コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 1,340事業所 以上とする。		1,350	1,332	R4.11
⑩ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 49.0% 以上とする		45.0%	44.9%	R4.11
⑪ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で 対前年度 以上とする。		80.0%	80.1%	R4.7
⑫ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 i) 意見発信のための体制の確保 ii) 医療費データ等の分析 iii) 外部への意見発信や情報提供	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。	企画		0	R4.11

(3) 組織・運営体制関係	令和5年度KPI設定値	担当G	R4.KPI	実施状況	集計時期
⑬ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20% 以下とする	総務	20%以下	10.0%	R4.11

業務グループ

- ・ コロナ禍におけるサービススタンダードの遵守
- ・ 相談体制（受電体制及び窓口体制）の確立とスキル向上を促進し、お客様満足度の向上を図る
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の適正化の推進

レセプトグループ

- ・ より効果的・効率的なレセプト点検の推進による医療費適正化
- ・ 社会保険診療報酬支払基金との連携及び協会けんぽ点検員のスキルアップによるレセプト内容点検効果額の向上
- ・ 保険証回収強化による返納金債権の発生防止と返納金債権の早期催告、早期回収による債権回収率の向上

保健グループ

- ・ 生活習慣病予防健診の自己負担率引き下げによる実施率向上
- ・ 特定保健指導委託実施の拡大による実施率向上
- ・ 未治療者に対する受診勧奨事業の拡大

企画グループ

- ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
- ・ 機械器具製造業に着目した医療費等の詳細な分析及び事業所や業界団体への健康づくり推進に向けた働きかけの実施
- ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた勧奨対象の拡大

総務グループ

- ・ 令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の状況を踏まえた支部の人員配置の検証
- ・ 一者応札案件の減少
- ・ OJTを中心とした人材育成

令和5年度 業務グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ サービス水準の向上

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。

【サービススタンダードの対象】

傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料（費）

（参考）過去の支払所要日数

給付種別		傷病手当金	出産手当金	出産一時金	埋葬料
平均所要	R2	7.99日	7.75日	7.59日	7.55日
日数	R3	8.14日	7.85日	7.85日	7.98日

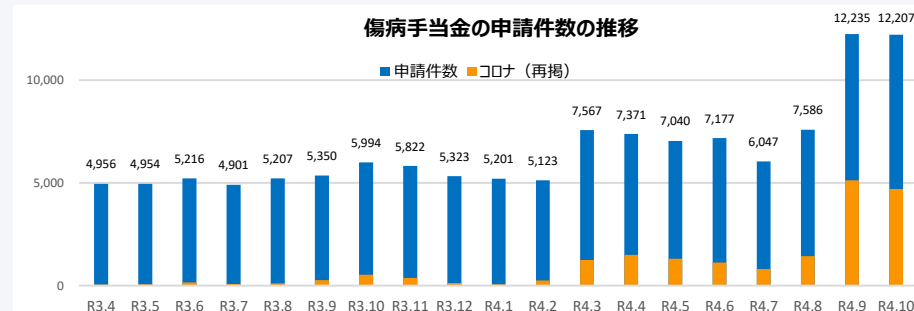
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。

■ 令和5年度 K P I

- サービススタンダードの達成状況を**100%**とする
- 現金給付等の申請に係る郵送化率を**96.0%以上**とする
- 被扶養者資格再確認業務の状況リスト提出率を**94.0%以上**とする。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

- サービススタンダード達成率 100%（兵庫支部） / 99.9%（全国平均）
令和4年3月より新型コロナウイルスによる傷病手当金の申請が急増
→支部全体で対応しサービススタンダードを遵守。



- 現金給付等の申請に係る郵送化率（令和4年度上半期）
95.1%（兵庫支部） < 95.5%（全国平均）

- 被扶養者資格再確認業務の状況リスト提出率（令和3年度）
89.6%（兵庫支部） < 91.3%（全国平均）

- お客様満足度調査（令和3年度）の結果 ※4年度は現時点において未実施
総合満足度（窓口）97.9%（兵庫支部） < 98.7%（全国平均）
（架電）70.0%（兵庫支部） < 71.4%（全国平均）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

（1）現金給付等の申請に係る郵送化率の向上

- 「限度額セット」（申請書・制度案内・封筒が一体となったセット）を作製し、医療機関や社労士等に配付。
- 「任意継続セット」を大規模事業所、国保窓口、健康保険委員等に配布し申請書を入手し易い環境を整える。
- 令和5年1月より申請書の様式が変更となるため、新様式の案内と共に郵送化に係る周知・広報を引き続き実施する。

（2）被扶養者資格再確認業務の状況リストの提出率の向上

- 令和6年1月以降に状況リスト未提出の事業所に対して文書督促及び電話督促を実施予定。

（3）お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上

- 令和4年度お客様満足度調査結果をもとに要改善点について、相談ユニット（窓口電話業務担当）を中心に全職員に効果的な研修プログラムを実施する。

令和5年度 業務グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

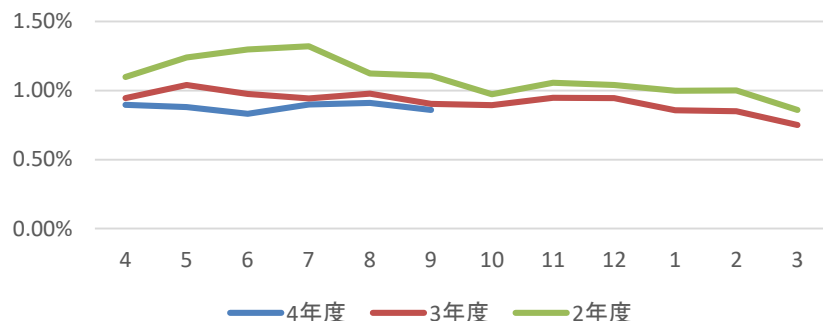
■ 柔道整復施術療養費等の適正化の推進

柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

■ 令和5年度KPI

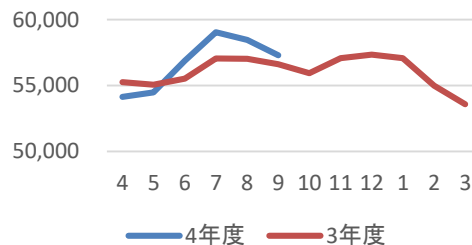
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 **3 部位以上**、かつ月 **15日以上**の施術の申請の割合について **対前年度以下**とする。

兵庫支部の3部位15日以上の割合（年度別）

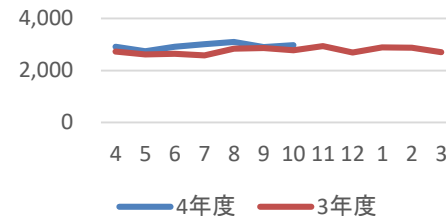


■ 左記に至る背景・事業の現状等

柔道整復施術療養費申請件数



あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費申請件数



■ 柔整療養費等の申請状況

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響が少なかったこともあり、増加傾向が続いている。

■ 令和4年度の取り組み状況

- ①長期・濃厚施術の傾向が強い施術者に対する文書指導の実施
- ②面接確認の実施
- ③加入者(長期頻回受療者)に対する文書照会
- ④柔整審査会での内容審査の強化

■ 令和4年度KPI達成状況（※令和4年KPIは0.92%以下）

0.87%（R4.10月時点）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

（1）長期・濃厚傾向が強い施術者に対する文書指導、面接確認の実施（令和4年度から継続）

月30件以上の申請があり、平均請求額が高額かつ3部位以上の割合が高い、または頻回の割合が高い申請傾向の強い施術者を対象に兵庫支部スキーム（※1）に則り指導文書を送付し（STEP1）、申請傾向に改善が見られない施術所に対しては、面接確認を実施し（STEP3）必要に応じ厚生局への情報提供等、柔整療養費等の適正化につなげる。

※兵庫支部スキーム 改善依頼書（STEP1）⇒ 改善依頼報告（STEP2）⇒ 面接確認（STEP3）⇒ 厚生局への情報提供（必要に応じて）

（2）加入者（長期・頻回受療者）に対する文書照会

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月10日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰な受療について、加入者に対する文書照会を行う。また、毎月実施する文書照会や令和4年度に実施する多部位・頻回（3部位10日以上）となっている受療者に対する啓発通知の回答で疑義が生じたものについては、施術者に対し施術録等の提出を求める等、柔整療養費等の適正化につなげる。

令和5年度 レセプトグループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

■効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために、システムを最大限に活用し、柔軟かつ最適な事務処理体制による効果的なレセプト点検を実施する。

【資格点検】

・オンライン資格確認のさらなる拡充、新業務システムの導入による点検を活用し、最適な事務処理体制により、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。

【外傷点検】

・新業務システムの導入による新たな業務フローを活用し、最適な事務処理体制による点検の効率化、損害賠償金請求における加害者や損害保険会社に対する早期の折衝により、効果の最大化を図る。

【内容点検】

・効果的なレセプト内容点検を実施するため、社会保険診療報酬支払基金と連携して効果額の向上を図るとともに、点検員のスキルアップにより、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施する。

■令和5年度KPI

①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について**対前年度以上**とする。

(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■効果的なレセプト点検の推進

【資格点検】

①効果的、効率的な点検を実施するため、オンライン資格確認のさらなる拡充と新業務システムの導入による効果を最大限活用し、最適な事務処理体制の実現を図る。

【外傷点検】

①求償案件の進捗管理の徹底と新業務システム導入による効率的な求償事務を行い、求償件数の拡大、効果額向上に結びつけていく。

②労災の疑義がある案件は、本人・事業所へ照会し、適正な返納・過誤返戻を継続して行う。

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和4年度 KPI

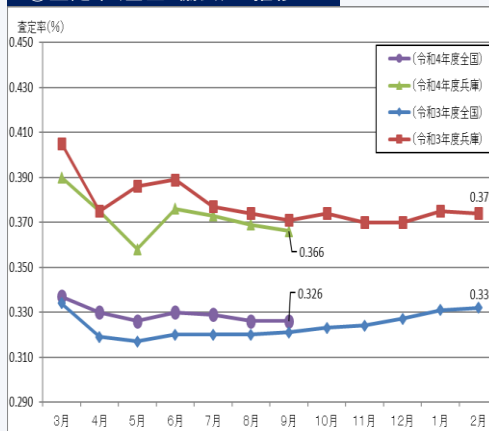
①レセプト点検の査定率 **0.374%以上**

■兵庫支部9月現在 0.366% ■全国平均9月現在 0.326%

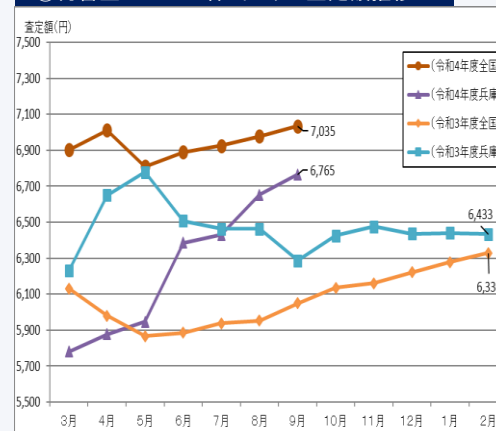
②再審査レセプト1件当たりの査定額 **6,443円以上**

■兵庫支部9月現在 6,765円 ■全国平均9月現在 7,035円

①査定率(基金+協会)の推移



②再審査レセプト1件当たりの査定額推移



【内容点検】

- ①社会保険診療報酬支払基金における「支払基金業務効率化・高度化計画」の動向を注視し、支払基金と連携した効果額の向上を図る。
- ②点検員の得意・不得意分野を洗い出しを行うなど、効率的な点検を行うとともに、各点検員の再審査レセプト1件当たりの査定額の推移を分析し、高点数レセプト中心の審査を強化する。
- ③指導点検員による後追い点検や手法の展開、査定事例の共有等を行い、新人点検員を中心として、点検員のスキルアップ、ボトムアップを図る。

令和5年度 レセプトグループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

（1）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

保険証回収強化のため、日本年金機構との連携を強化し、資格喪失処理後早期に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対しても、事業所データ等を活用した文書・訪問により保険証の早期返却依頼と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

（2）債権管理回収業務の推進

債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取組むと共に、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施など、効果的な回収方法を活用し、返納金債権の回収率の向上を図る。

■令和5年度 K P I

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする。
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年以上**とする。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

（1）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

- ① 本人への催告にとどまらず、事業所への催告も実施し、回収強化を図る。
- ② 保険証回収率の低い事業所、電子申請の利用事業所に対し、資格喪失届への保険証添付（同時回収）の徹底を周知する。
- ③ 保険証回収率の向上にかかる円滑な事務処理の実施のため、日本年金機構との連携強化する。

（2）債権管理回収業務の推進

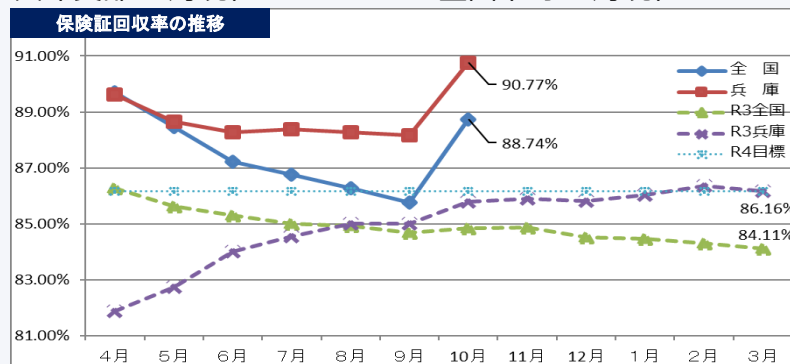
- ① 早期催告を確実に実施し、交渉が長期化しないよう早期解決を図り、回収率の向上に努める。

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和4年度 KPI

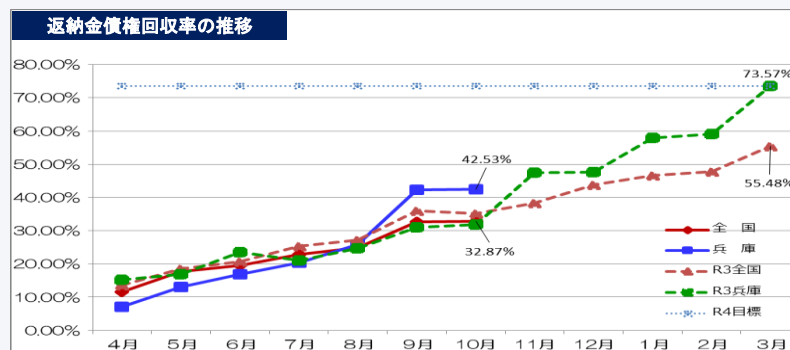
① 保険証回収率 86.16%以上

■兵庫支部10月現在 90.77% ■全国平均10月現在 88.74%



② 返納金債権回収率 73.57%以上

■兵庫支部10月現在 42.53% ■全国平均10月現在 32.87%



- ② 高額債権については、保険者間調整を活用して早期解決を図り、安易な分割承認も防止して、債権の長期化を抑止する。
- ③ 勤務先催告や法的手続きなど、効果的な回収方法を活用し、回収率の向上に努める。
- ④ 日本年金機構への住所情報、勤務先、銀行口座等に係る情報提供依頼を行い、不良債権の解消を図る。

令和5年度 保健グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

■ 令和5年度KPI

○被保険者（40歳以上）（実施対象者数：587,276人）

①生活習慣病予防健診 実施率**65.0%以上**
（実施見込者数：382,288人）

②事業者健診データ 取得率**9.5%以上**
（取得見込者数：55,792人）

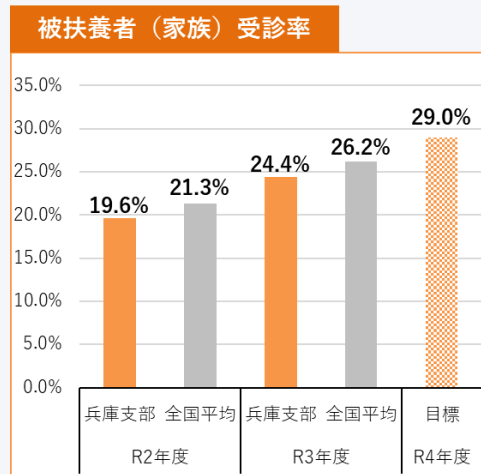
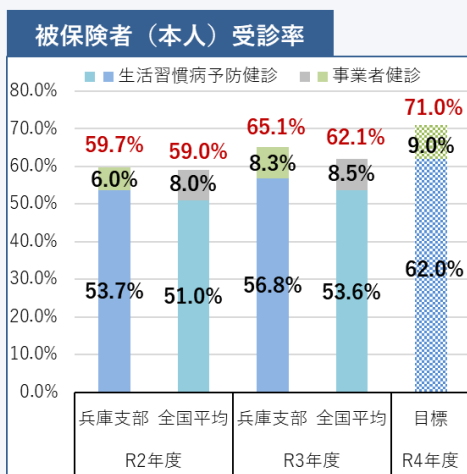
○被扶養者（40歳以上）（実施対象者数：171,845人）

③特定健康診査 実施率**30.0%以上**
（実施見込者数：51,554人）

※第3期特定健康診査等実施計画において、平成30年度～令和5年度の実施期間に、毎年度、健診実施者数を一定数以上着実に増加させることにより、令和5年度に全国で特定健康診査実施率65%を達成する目標を設定しています。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 健診実施率



令和4年10月末実施状況

- ①生活習慣病予防健診・・・217,328人（36.8%）達成まであと148,409人
- ②事業者健診データ・・・17,666人（3.0%）達成まであと35,443人
- ③被扶養者特定健診・・・24,685人（14.3%）達成まであと25,232人

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

①生活習慣病予防健診

- ・実施機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、新規委託機関の増加を図る。
- ・受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
- ・新規適用事業所への案内、未利用事業所の個人宛案内等、受診勧奨を効果的・効率的に実施する。
- ・【新】健診費用の自己負担減額の広報を大々的に行い、事業者健診から切り替える事業所の増加を図る。

②事業者健診データ取得

- ・勧奨業務を外部委託にて効果的・効率的に実施する。
- ・事業者健診データ提供にかかる事業主からの同意書の取得を前年度以上に拡大する。
- ・【新】被扶養者の健診結果の取得を開始する。

③被扶養者の特定健康診査

- ・ホテルや商業施設における無料集団健診の実施規模拡大を図る。
- ・受診券を活用したミニドック健診実施を拡大する。

令和5年度 保健グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 特定保健指導の実施率の向上

■ 令和5年度KPI

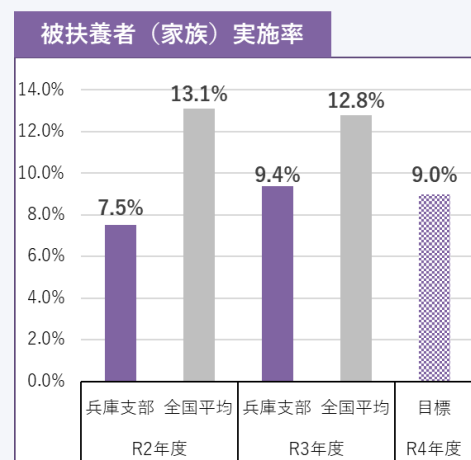
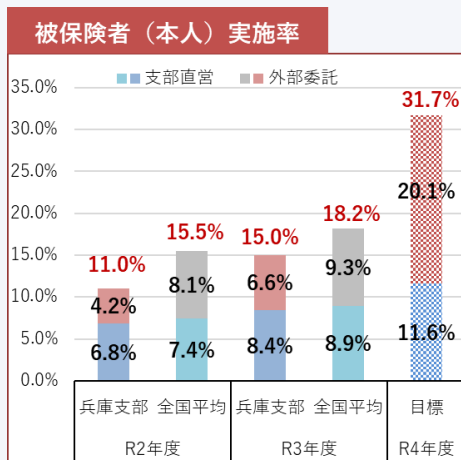
①被保険者（特定保健指導対象者数：89,369人）
 特定保健指導実施率 **38.1%以上**
 （実施見込者数：34,050人）

②被扶養者（特定保健指導対象者数：4,846人）
 特定保健指導実施率 **10.0%以上**
 （実施見込者数：485人）

※第3期特定健康診査等実施計画において、平成30年度～令和5年度の実施期間に、毎年度、保健指導実施者数を前年度増加数以上着実に増加させることにより、令和5年度に全国で特定保健指導実施率35%を達成する目標を設定しています。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 保健指導実施率



令和4年10月末実施状況

- 被保険者・・・7,619人（8.9%）達成まであと19,626人
- 被扶養者・・・145人（3.1%）達成まであと231人
- ・健康づくり推進協議会での実施率向上に向けた協議（9月、11月）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

①被保険者

- ・情報通信技術を活用した特定保健指導など、外部委託を促進し、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・生活習慣病予防健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施件数を拡大する。
- ・特定保健指導未契約の健診実施機関に対し、特定保健指導に関する働きかけを行う。
- ・支部窓口での特定保健指導を通年で実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。
- ・特定保健指導の受け入れが進んでいない事業所に対し、利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。
- ・支部保健師と委託先保健師との合同研修・意見交換会を実施することにより、保健指導者のスキルアップを図る。
- ・特定保健指導に該当間近な方等に対し、健診前に警鐘を鳴らす通知を送付し、対象者の減少につなげる。

②被扶養者

- ・集団健診当日における初回面談実施を推進する。
- ・支部窓口での特定保健指導や情報通信技術を活用する等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・市町が実施する健診結果説明会実施時の活用など、市町と連携し、保健指導の利用機会の拡大を図る。

令和5年度 保健グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 重症化予防対策の推進

■ 令和5年度KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**13.1%以上**とする。

（1）未治療者に対する受診勧奨の実施

- 【支部】ゼロ次勧奨 → 健診受診から3か月後に実施
- 【本部】一次勧奨 → 健診受診から6か月後に実施
- 【支部】二次勧奨 → 一次の後、受診が確認できない者に実施

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

（2）糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- 糖尿病治療中断者への受診勧奨を行う。
- 令和4年度に引き続き、これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合

勧奨時期	健診年度	一次勧奨 発送数	二次勧奨 発送数	一次勧奨後 3か月以内 受診者数 (率)
R1.10～ R2.9	令和元年度 健診受診者	14,415人	2,901人	1,361人 (9.4%)
R2.10～ R3.9	令和2年度 健診受診者	15,886人	11,845人	1,765人 (11.11%)
R3.10～ R4.3	令和3年度 健診受診者 (4～9月)	7,415人	6,022人	739人 (9.97%)

糖尿病治療中断者への受診勧奨

令和4年9月末 対象者132名に対し書面による受診勧奨を実施。

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

（1）未治療者に対する受診勧奨の実施

○ 健診受診後早期の受診勧奨業務

本部からの一次勧奨よりも早期に、健診受診者の血圧・血糖・LDLコレステロール値が要精検、要治療と判定された者に対し、健診受診後早期に受診勧奨を実施する。

- ① 生活習慣病予防健診実施機関へ委託する
- ② ①で実施する健診機関を除き、支部でゼロ次勧奨を継続して実施する

（2）糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症治療中断者に対し受診勧奨を実施する。
- ・令和4年度に引き続き、これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ コラボヘルスの推進（事業所と保険者の連携）

《主な取組内容》

1. 事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る
2. 自治体との健康増進事業の協働実施
3. 全職員による事業所訪問の継続実施
4. 宣言事業所へのフォローアップの強化、健康講座の提供
5. 全国統一基本モデルへの移行（標準化）
6. 健康経営セミナーの開催
7. 喫煙者に対する効果的な禁煙啓発の実施
8. 事業所担当者向けのメンタルヘルスセミナーの開催
9. 機械器具製造業に対する重点的な働きかけ

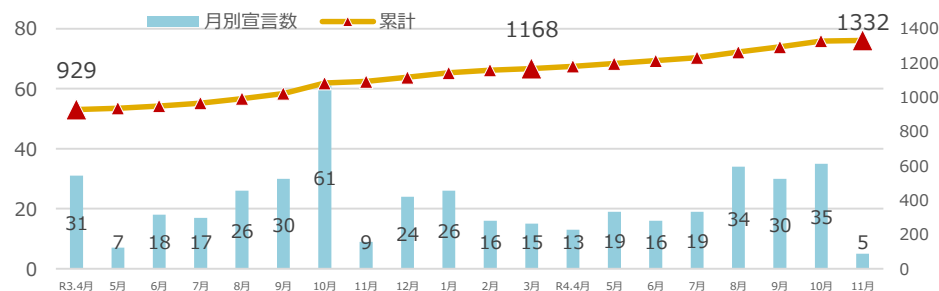
■ 令和5年度KPI

健康宣言事業所数を **1,340事業所以上** とする。

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 健康宣言事業所数の推移



令和4年度KPI **1,350事業所**

令和4年11月末時点 **1,332事業所**

■ 健康経営優良法人認定事業所の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認定数	6	31	121	268	412	590

※中小規模法人部門の都道府県別認定数は全国で4位（令和3年度）。

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ わが社の健康宣言事業の拡大と質の向上

- ①【新】健康宣言について、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、既存の宣言事業所に対し基本モデルに沿った宣言となるよう働きかけを行う。
- ②【新】わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、健康講座や健康情報誌の提供、健康測定器の貸出などによる宣言事業所に対するフォローアップを実施し、事業所における社員ヘルスリテラシーの向上を図る。
- ③【新】兵庫支部における機械器具製造業の医療費や血圧・血糖・脂質のリスク保有率が高い傾向があることから、さらにその詳細な分析を進めるとともに、明らかとなった傾向から事業所や業界団体への健康づくり推進に向けた働きかけを行う。
- ④兵庫県との共同開催による健康経営セミナーや、健康経営優良法人2024の取得を目指したセミナー、事業所担当者向けのメンタルヘルスセミナー等の各種セミナーを引き続き開催する。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

《主な取組内容》

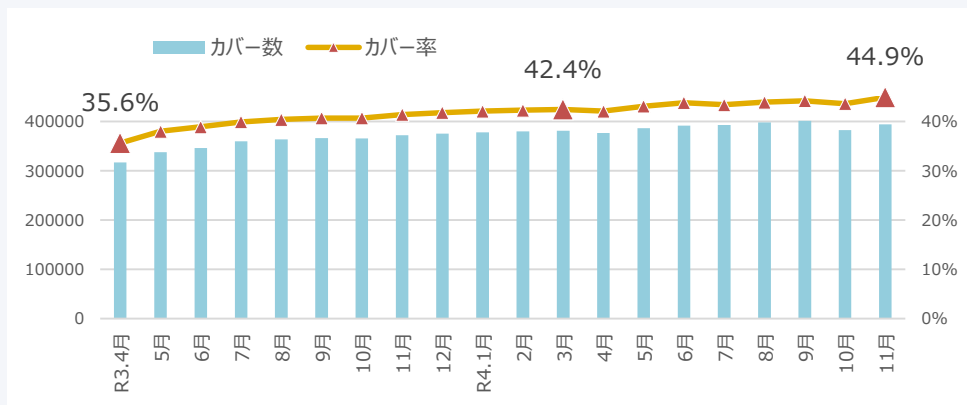
1. 支部広報計画に基づいた効果的な広報の実施
2. 全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）の活用
3. メールマガジンの登録者数の拡大、及びコラム等の内容充実
4. ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の広報ツールの有効活用
5. 動画や位置情報を活用したWeb広告、新聞広告の実施
6. 関係団体と連携した共同広報の実施
7. 健康保険委員の委嘱拡大・研修会の開催
8. 「更なる保健事業の充実」にかかる広報の実施

■ 令和5年度KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **49.0% 以上** とする。
 （令和4年度末推計値 46.0%から3%上昇を目指す）

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 健康保険委員委嘱者数及びカバー率の推移



令和4年度KPI **45.0%**

令和4年11月末時点 **44.9%**

委嘱者数 5,378名

被保険者カバー数 394,239名（全体878,242名）

メールマガジン配信件数 5,904件（令和4年11月時点）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

（1）健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

10人未満事業所の委嘱率が低い（全国で2番目に低い）ことから、これまで実施できなかった文書勸奨を拡大して実施する。また、大規模事業所には訪問や架電による委嘱勸奨を行い、重点的な委嘱拡大を図る。さらに、委嘱拡大と並行し健康保険委員の活動の活性化を図るため、広報ツール（協会けんぽのしおり、ポスター、制度周知卓上カレンダー等）の提供やオンライン等による研修会を引き続き開催する。

（2）広報の推進

- ①【新】令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
- ②【新】メールマガジン登録者数の増加や内容充実を図るため、支部の課題に基づき、食生活や睡眠(メンタルヘルス)に関する情報についてコラムを提供するなど広報内容を見直し、必要な情報を効果的に配信する。
- ③ホームページやメールマガジン、全支部共通広報資材等、協会が保有するツールを最大限活用する。また、作成済みの動画（上手な医療のかかり方）を活用したデジタル広告や記事型の新聞広告を取り入れるなど、幅広く情報発信を行う。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 医療費適正化対策

《主な取組内容》

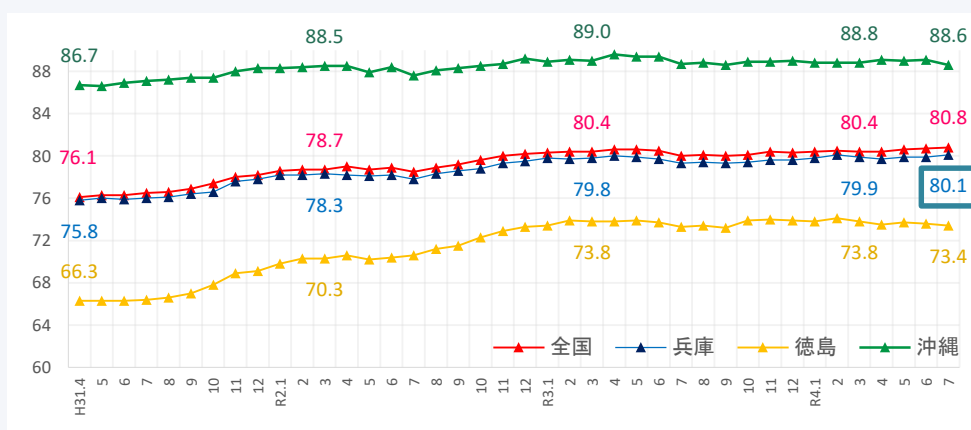
1. 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知（年2回）
2. ジェネリックカルテやデータブックで取り組むべき課題を把握
3. 見える化ツールを活用した保険薬局への個別の働きかけ
4. インセンティブ制度の周知・広報の実施
5. 上手な医療のかかり方の普及・啓発
6. お薬手帳未利用者への利用勧奨
7. 地域医療提供体制に係る意見発信
8. 医療費や健診結果の地域差にかかるデータ分析

■ 令和5年度KPI

- ・ 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科・DPC・調剤・歯科）を **対前年度以上** とする。
- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ ジェネリック医薬品の使用状況（全国・兵庫・徳島・沖縄の比較）



令和4年度KPI **80.0%**

令和4年7月末時点 **80.1%**

- ・ 地域医療構想調整会議参画数 9 / 10 地域（1地域は健保連が参画）
令和4年11月末時点：意見発信なし

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

（1）ジェネリック医薬品の使用促進

- ① ジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、加入者に対する軽減額通知事業（本部で年2回実施）を実施する。
- ② 協会けんぽ本部より提供される使用促進ツールを使用し、支部の特徴や課題を把握する。また「見える化ツール（ジェネリック医薬品に関するお知らせ）」を活用し、県内の保険薬局へ送付する。

（2）お薬手帳促進通知による医療費適正化対策

- ・ 令和4年度に引き続き、複数の医療機関に受診し、お薬手帳の持参率の低い加入者に対し、お薬手帳の活用を促す通知書を送付し、お薬手帳の持参やかかりつけ医・薬局をもつことを啓発する。

（3）医療費や健診結果の地域差にかかるデータ分析

- ・ 令和5年1月より導入される次期情報系システムを有効に活用し、医療費や健診結果の地域間格差の要因等について分析を行い、自支部の特徴や課題を把握するとともに、ホームページ等で広く情報発信する。

令和5年度 総務グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

【主な重点施策】

- ◆ 人事制度の適正な運用と適切な人員配置
- ◆ O J Tを中心とした人材育成
- ◆ 本部支部間の連携及び内部統制の強化
- ◆ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

■ **令和5年度KPI**：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20%以下**とする。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ **一般競争入札に占める一者応札案件の割合 12.5%**（R4年上期）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (上期)
兵庫支部	19.0%	14.3%	4.8%	0%	12.5%
全国平均	26.8%	26.2%	15.5%	12.6%	19.3%

■ O J Tを中心とした人材育成

- ・4月採用新入職員に対するOJTの実施（4～9月）
- ・日本年金機構と協働した新人向け研修の開催（8月）
- ・CS向上を目的とした「電話対応課題解決研修」の実施（10月）

■ コンプライアンスの徹底、個人情報保護等に対するリスク管理

- ・コンプライアンス委員会の開催（5・8月）
- ・個人情報保護管理委員会の開催（5・9月）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

（1）人事制度の適正な運用、O J Tを中心とした人材育成

- ①管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
- ②支部内研修の実施。新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、計画的かつ継続的なO J T研修を実施。
- ③日本年金機構と協働した研修の実施。
- ④【新】令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の状況を踏まえた支部の人員配置の検証。

（2）コンプライアンスの徹底、個人情報保護等に対するリスク管理

- ①コンプライアンス委員会及び個人情報保護管理委員会の定期的な開催。コンプライアンス、セキュリティの自己点検の実施。
- ②ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、令和4年度に設置した外部相談窓口の周知・浸透。

（3）本部支部間の連携強化、内部統制の強化

（4）費用対効果を踏まえたコスト削減等

一者応札案件の減少に努めるため、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取等、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。一者応札となった案件については、アンケート調査等を通じて改善につなげる。